

所管部課	総務部 総務管財課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市庁用自動車等管理規程において定めている通常勤務時間帯の庁用自動車使用に関する申請手続きについて、申請対象車両を現行の10台から1台（議会優先車）へ削減し、ペーパーレス化及び事務負担の軽減を図るため、本件規程の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第8条1項中「、専用車」を「、総務管財課長が別に指定する専用車」に、「集中管理車を」を「集中管理車及び専用車を」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 申請手続きの変更を行うことで、事務執行の円滑化を図ることが出来る。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課にて審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。